

参議院選挙の投票日は 7月の予定です！

現在、7月11日を投票日として準備が進められています。
投票日当日に投票できない方は、「期日前投票制度」がありますので、この制度を利用し、
棄権しないようにしましょう。

お知らせする内容は、7月11日を投票日とした場合の日程となっています。

投票のできる人

今回の参議院議員選挙において津別町で投票できる人は、次の①と②の条件を満たす人です。

- ① 平成22年3月23日までに津別町に住民登録をし、引き続き町内に住んでいること。
- ② 平成2年7月12日までに生まれたこと。

なお、平成22年4月12日以降に他の市町村から転入された方については、後に説明します。

最初は選挙区から投票です

また、体の不自由な人については、付添いの人も投票所に入ることができます。

期日前投票は7月10日まで実施します

期日前投票は、投票日の当日に仕事や旅行、やむを得ない事情で投票できない人が事前に投票を済ませておく制度です。手続きも簡単ですので、棄権しないよう、ぜひこの制度を利用してください。

期日前投票は、6月25日から7月10日までの毎日です。時間は午前8時30分から午後8時までです。投票する場合は、入場券

を持つて町選挙管理委員会（議事堂1階の市民懇談室）までお越しください。

長期間出張者・入院の方は不在者投票をお願いします

いる場合は、告示前でも不在者が投票の請求（投票用紙の取り寄せ）ができます。この請求の後、公示の翌日以降は滞在先の最寄りの市町村選挙管理委員会で不在者投票が行えます。なお、不在者投票用紙の交付などはすべて郵便でのやり取りとなり、日数を要しますので、早めに請求をしてください。

また、不在者投票指定病院や老人ホームなどに入院・入所している場合も、その施設内で不在者投票ができるので、早めに施設長に申し出てください。

なお冒頭に述べました他の市町村からした他の市町村から満たない方も、転入前の市町村又は津別町で不在者投票をすることができます。

詳しくは選挙管理委員会にお尋ねください。

町内の各投票場所

投票区	投票所	区域
第1	津別町生活改善センター	幸町・本町・旭町1.2.3 豊永1.2.3.4・高台1.2 下美都・上美都・上里 恩根中央・恩根1
第2	町立津別保育所	新町・西町・東町・柏町 緑町1.2.3・下最上・上最上 達美・達美町・西達美
第3	共和地区集会施設	共和1.2.3.4
第4	活気地域農業研修センター	活気中央1.3・東岡・岩富
第5	本岐地域農業研修センター	本岐市街・本岐第2・双葉 沼沢・木樋・大昭・二又
第6	相生公民館	相生中央・相生第2・布川
第7	達美地区農業集会施設	高台町・東達美

投票の順序

- ① 入場券を提示します
- ② 入場券は持ったままで選挙区(薄い黄色)の投票用紙をもらいます
- ③ 選挙区の受付
- ④ 投票用紙の交付
- ⑤ 選挙区の記載
- ⑥ 投票
- ⑦ 比例代表の受付
- ⑧ 投票用紙の交付
- ⑨ 比例代表の記載
- ⑩ 投票

最初に選挙区から投票をします

選挙区の受付

投票用紙の交付

選挙区(薄い黄色)の投票用紙をもらいます

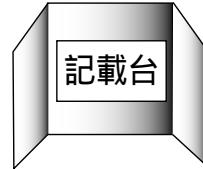


受付で入場券を提示します



入場券は持ったままで

選挙区の記載



候補者名を書きます

投票



入場券は持ったままで

比例代表の受付



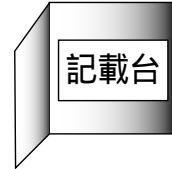
入場券を渡します

投票用紙の交付



比例代表(白色)の投票用紙をもらいます

比例代表の記載



候補者名または政党その他の政治団体の名称を書きます

投票



終わりです



次に比例代表の投票をしてください

の注意書きなどをよく見て投票しましよう。

入場券は、選挙人の確認書であり、受付や投票用紙交付の際の整理券ともなりますので、必ず持参してください。忘れた人は再交付の手続きが必要ですので、受付で申し出てください。入場券が届かなかつたり、氏名や住所など記載内容に誤りがありましたら、直ちに選挙管理委員会にご連絡ください。

投票券は、午後8時から中央公民館で行います。参観は自由で、参観人名簿に住所・氏名を記入の上、所定の場所で参観願います。

投票当日の投票時間は、町内全投票所とも午前7時から午後6時までで、2時間短縮されています。

即日開票で行います

即日開票で行います

開票は、午後8時から中央公民館で行います。参観は自由で、参観人名簿に住所・氏名を記入の上、所定の場所で参観願います。

身体に重度の障害があるため、投票所へ行くことができない人は、自宅で投票することができます。

利用される人は、選挙管理委員会から事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けた人は有効期限内に該当する人が対象となります。

既に交付を受けた人は有効期限内に該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。なお、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

① 身体障害者手帳をお持ちで、既に交付を受けた人は有効期限内に該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。なお、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

② 戰傷病者手帳をお持ちで、既に交付を受けた人は有効期限内に該当する人が対象となります。

かどうか、お確かめください。なお、次の①から③までのいずれかに該当する人が対象となります。

③ 介護保険の要介護状態区分が、要介護5の人

選挙に関するお問い合わせは、津別町選挙管理委員会まで
議会議事堂1階・市民懇談室 ☎76-2155（内線286・333）